

令和元年6月27日(木)

令和元年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
(第1回)

議案書

【時間】 午後1時40分から

【場所】 紀の川市役所 本庁舎5階502会議室

目次

出席者名簿.....	- 1 -
会議次第	- 2 -
議案第 1 号.....	- 3 -
資料 1 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約（改正案対照表）案.....	- 4 -
議案第 2 号.....	- 5 -
資料 2 事業の概要及び地域巡回バス利用実績・市運行補助金の状況.....	- 6 -
議案第 3 号.....	- 8 -
議案第 4 号.....	- 10 -
議案第 5 号.....	- 11 -
報告第 1 号.....	- 12 -
報告第 2 号.....	- 13 -
資料 3 紀の川市地域公共交通網形成計画の実現に向けた進捗について	- 14 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約.....	- 15 -

出席者名簿

規約第4条に基づく 位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	林 信良	会長
	紀の川市福祉部	高齢介護課長	貴多橋 一仁	代理出席
	紀の川市農林商工部	部長	神徳 政幸	
	紀の川市建設部	部長	湯川 晃司	
(2) 法第2条第2号に掲げる 公共交通事業者等及びその 組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治	
	有田交通株式会社	代表取締役	岩橋 正典	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	西日本旅客鉄道株式会社	総務企画課長	藤原 鋭	代理出席
	和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生 剛史	代理出席
	公益社団法人和歌山県 バス協会	専務理事	森下 清司	
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	委員長	田村 政博	代理出席	
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	久次米 英昭	
	粉河地区区長会	会長	中井 菊夫	
	那賀地区区長会	会長	折居 徳男	
	桃山地区区長会	会長	根来 信之	
	貴志川地区区長会	会長	岸本 俊延	
	紀の川市身体障害者連 盟	会長	泉中 條子	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸 支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	河原 正明	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	森田 正志	
(5) 岩出警察署長又はその 指名する者	岩出警察署	交通課長	岡本 光泰	代理出席
(6) 道路管理者、学識経験 者その他の協議会が必要と 認める者	近畿大学経営学部	教授	高橋 愛典	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	大田 隆英	
	和歌山県企画部地域振 興局総合交通政策課	課長	長尾 尚佳	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	松本 功	
	岩出市総務部総務課	副課長	高井 克訓	代理出席 監査委員
ご欠席	一般社団法人和歌山県タ クシー協会	専務理事	安東 完爾	

会議次第

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - i. 議案第1号
 - ▼協議会の規約改正について
 - ・資料1のとおり
 - ii. 議案第2号
 - ▼平成30年度事業報告について
 - ・資料2のとおり
 - iii. 議案第3号
 - ▼平成30年度会計歳入歳出決算について
 - iv. 議案第4号
 - ▼令和元年度事業計画（案）について
 - ・別冊資料のとおり
 - v. 議案第5号
 - ▼令和元年度会計歳入歳出予算（案）について
5. 報 告
 - i. 報告第1号
 - ▼紀の川市地域公共交通網形成計画策定による国庫補助金の増額について
 - ii. 報告第2号
 - ▼紀の川市地域公共交通網形成計画の実現に向けた進捗について
 - ・資料3のとおり
6. そ の 他
7. 閉 会

議案第1号

協議会の規約改正について

- 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正（案）について、承認を求める。

資料1のとおり

令和元年6月27日提出

資料 1 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約（改正案対照表）案

改正案（赤字は変更）	現 行
(略)	(略)
(構成員)	(構成員)
第 4 条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。	第 4 条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。
(1) <u>市長</u> の指名する者	(1) <u>紀の川市</u> の指名する者
(略)	(略)
(任期)	(任期)
第 5 条 委員の任期は、 <u>附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成 3 1 年紀の川市規則第 2 5 号）</u> のとおりとする。ただし、再任を妨げない。	第 5 条 委員の任期は、 <u>次の</u> とおりとする。ただし、再任を妨げない。 (1) <u>行政機関の役員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</u>
<u>(削除)</u>	(2) <u>前号以外の委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
(略)	(略)
(部会)	(分科会)
第 1 2 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて <u>部会</u> を設置することができる。	第 1 2 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて <u>分科会</u> を設置することができる。
2 <u>部会</u> の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	2 <u>分科会</u> の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(略)	(略)
(事務局)	(事務局)
第 1 4 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。	第 1 4 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 <u>事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。</u>	2 <u>事務局は、紀の川市企画部地域創生課に置く。</u>
3 <u>事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。</u>	3 <u>事務局には、事務局長、事務局員を置き、紀の川市の職員のうち</u>
4 <u>事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。</u>	4 <u>会長が定めた者をもって充てる。</u>
(略)	4 <u>事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u>
(略)	(略)
附 則	附 則
この規約は、平成 3 0 年 6 月 1 4 日から施行する。	この規約は、平成 3 0 年 6 月 1 4 日から施行する。
<u>この規約は、令和元年 月 日から施行する。</u>	

議案第 2 号

平成 3 0 年度事業報告について

- 前年度事業について報告するとともに、結果について承認を求める。

資料 2のとおり

令和元年 6 月 2 7 日提出

資料 2 事業の概要及び地域巡回バス利用実績・市運行補助金の状況

1. 紀の川市地域巡回バスの概要

- 運行主体： 紀の川市
- 運行事業者：
 - 和歌山バス那賀株式会社 粉河那賀・桃山路線
 - 有田交通株式会社 貴志川路線
 - 株式会社有交紀北 赤沼田名手駅前路線



2. 利用実績及び市運行補助金の支出状況 (集計期間は、4/1～翌 3/31)

● 地域巡回バス利用実績

路線名称	利用実績 (H29)	利用実績 (H30)	前年比	国庫補助対象
粉 河 那 賀	15,965 人	16,171 人	101.3%	うち、2 コース (全 4 コース)
桃 山	13,981 人	13,493 人	96.5%	うち、2 コース (全 5 コース)
貴 志 川	10,374 人	9,235 人	89.0%	対象外
赤沼田名手駅前	176 人	108 人	61.4%	対象外 (デマンド型乗合交通)
合 計	40,496 人	39,007 人	96.3%	

● 市運行補助金の支出状況

区分		路線名	平成 29 度実績 (円)	平成 30 度実績 (円)	前年比
経費	運行経費	粉河那賀・桃山	47,880,950	48,471,450	101.2%
		貴志川	11,950,980	12,052,030	100.8%
		赤沼田名手駅前	324,940	211,000	64.9%
	経 費 合 計			60,156,870	60,734,480
収入 (補助額)	運賃収入	粉河那賀・桃山	1,725,836	1,590,722	92.2%
		貴志川	686,050	691,860	100.8%
		赤沼田名手駅前	32,600	18,200	55.8%
	国庫補助	粉河那賀・桃山	12,704,000	10,169,000	80.0%
	収 入 合 計			15,148,486	12,469,782
市補助金 (経費合計－収入合計)			45,008,384	48,264,698	107.2%

3. 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助対象路線）の状況（事業年度は、10/1～翌 9/30）

平成 30 年度事業は、平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日までとなります。

- 【Plan】 目的・計画・目標
 - 事業の目的・目標
 - 高齢者等の交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消
 - 安定した路線維持、サービス供給が行えるように、路線ごとの利用者数を目標設定
 - 事業の計画
 - 定時定路線による、1/1～1/3 の三が日を除く毎日運行

- 【Do】 ネットワーク計画等の取組み
 - 平成 30 年 1 月 地域公共交通活性化シンポジウム in 紀の川市
 - 平成 30 年 3 月 粉河・貴志川高校の新入生説明会の資料として、時刻表等を配布
 - 地域公共交通網形成計画策定の事前調査完了（報告書作成）

- 【Check】 実施状況、目標の達成
 - 計画どおり、1/1～1/3 の三が日を除く毎日運行
 - 山間部を含めたきめ細かな路線設定により、市内公共交通空白地域の解消に努めた
 - 路線ごとの目標利用者数等と実績は下表のとおり

路線名称	H30 目標		H30 実績		結果
	利用者数	1 日当たりの利用者数	利用者数	1 日当たりの利用者数	
粉河那賀	14,680 人	40.6 人/日	15,337 人	42.4 人/日	目標達成
桃 山	12,568 人	34.7 人/日	12,366 人	34.2 人/日	目標未達

- 【Action】 今後の課題・対応
 - 平成 31 年 3 月に策定した紀の川市地域公共交通網形成計画をもとに、持続可能な公共交通のあり方を検討・具現化していく。
 - 広報紙等を活用し、公共交通の利用者数等の情報発信を継続的に実施する。
 - 現在の公共交通網をより良くするだけでなく、新たにネットワークを構築することも視野に入れ、検討を進める。

議案第3号

平成30年度会計歳入歳出決算について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、次のとおり報告し、承認を求める。

自：平成30年 4月 1日

至：平成31年 3月31日

【歳入の部】

(単位：円)

科目	予 算 額		歳入済額	説 明
	当初予算額	予算現額		
負担金	0	0	0	
補助金	0	0	0	
繰越金	1,000	1,000	1,102	前年度繰越金
雑収入	0	0	0	
計	1,000	1,000	1,102	

【歳出の部】

(単位：円)

科目	予 算 額			歳出済額	説 明
	当初予算額	流用額	予算現額		
会議費	0	0	0	0	
事務費	0	0	0	0	
事業費	0	0	0	0	
予備費	1,000	0	1,000	0	
計	1,000	0	1,000	0	

歳入済額 1,102円 歳出済額 0円 差引残額 1,102円

差引残額1,102円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和元年6月27日提出

平成30年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

平成30年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

令和元年6月17日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

会長 紀の川市副市長 林 信良 様

監査委員

木村 清隆 

監査委員

長尾 尚佳 

議案第4号

令和元年度事業計画（案）について

- 国庫補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく
「紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について、承認を求める。

別冊資料のとおり

令和元年6月27日提出

議案第5号

令和元年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和元年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）
について、承認を求める。

自：平成31年 4月 1日

至：令和2年 3月31日

【歳入の部】

(単位：円)

科目	予算額		比較	説明
	本年度予算額	前年度予算額		
負担金	0	0	0	
補助金	0	0	0	
繰越金	1,102	1,102	0	前年度繰越金
雑収入	0	0	0	預金利子
計	1,102	1,102	0	

【歳出の部】

(単位：円)

科目	予算額		比較	説明
	本年度予算額	前年度予算額		
会議費	0	0	0	
事務費	0	0	0	
事業費	0	0	0	
予備費	1,102	1,102	0	
計	1,102	1,102	0	

令和元年6月27日提出

報告第1号

紀の川市地域公共交通網形成計画策定による国庫補助金の増額について

■平成31年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画（提出済）について、以下のとおり変更申請を行うので、報告する。

i. 変更箇所

- ・平成31年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・表5（国庫補助上限額の算定）

ii. 変更理由

- ・平成31年3月に「紀の川市地域公共交通網形成計画」を策定したため

iii. 変更概要

- ・国庫補助上限額を、4,533,000円増額されるよう、変更を届ける

iv. 変更内容

変更前	
算定式	対象人口×120円×0.7（補正係数）+200万円（基礎定額）
算出額	7,259,000円
変更後	
算定式	対象人口×150円+240万円（基礎定額）
算出額	11,792,000円（+4,533,000円）

※平成30年4月26日付け国総支第10号より引用

令和元年6月27日報告

報告第2号

紀の川市地域公共交通網形成計画の実現に向けた進捗について

■事業の進捗状況について、報告する。

資料3のとおり

令和元年6月27日報告

資料3 紀の川市地域公共交通網形成計画の実現に向けた進捗について

1. 形成計画に定めた基本方針ごとの進捗

【基本方針Ⅰ】「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
I-A 多様な交通サービスの導入	・地域巡回バスの車両小型化（タクシー車両化）検討
I-B 拠点間運行の多頻度化	・那賀支所～紀の川市役所・那賀病院～貴志駅の多頻度化検討 ⇒日中に概ね1時間に1本運行の可否検討
I-C 交通拠点の整備	・貴志駅駐輪場屋根の設置（予算化完了）
【基本方針Ⅱ】「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
Ⅱ-A 駅やバス停環境の維持	（未着手）
Ⅱ-B 市民主体の活動の支援	・4/20(土)住民説明会&意見交換会開催 ・フレイルサポーターの活動支援
Ⅱ-C 理解醸成の促進	・Facebook等で活動情報発信 ・広報5月号にて有交紀北様インタビュー
Ⅱ-D 乗務員の確保・育成	・広報8月号にて和歌山バス那賀様インタビュー（予定）
【基本方針Ⅲ】「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
Ⅲ-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	・高校への時刻表配布
Ⅲ-B 公共交通マップの作成	（未着手）

2. 現在検討中の事項

- ダイヤ改正の時期について 令和2年10月頃実施に向け調整中。
- 本格運行への切り替えについて 試行運行に際し運行継続の水準を定め、水準に満たない場合には路線の廃止を検討。
- 改正ダイヤ・路線について 上表のとおり。その他、市で初となる担当課発信型部署横断プロジェクトチーム始動。
- 運賃の改正について 地域巡回バスの運賃値上げ検討。（増税による値上げは実施しない方向。）
- 日曜・祝日ダイヤについて 日曜日および祝日の運休、または観光路線の試験導入検討。
- 貴志川路線について 乗車が見込めないと運転士から情報提供のある便（早朝・夕方便）の運行中止を検討。

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 行政機関の役員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、紀の川市企画部地域創生課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局員を置き、紀の川市の職員のうち会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。